

災害を受けた場合の納付の猶予の制度について

災害により財産に相当な損失を受けた場合の納付の猶予

(財産に損失を受けた日に納付期限が到来していない保険料)

震災、風水害、落雷、火災等の災害により、財産に相当な損失を受けた場合には、年金事務所に申請書等を提出することにより「災害により財産に相当な損失を受けた場合の納付の猶予（災害による納付の猶予）」を受けることができます。

災害により財産に相当な損失を受けた場合の納付の猶予(国税通則法第46条第1項)

対象保険料	災害のやんだ日以前に納付義務が成立しており、災害により財産に損失を受けた日以降1年以内に納付期限が到来する保険料 ＊ 例えば、納付義務の成立は9月分保険料であれば10月1日となり、その後納付期限（納付期限が延長されている場合は、延長後の納付期限）までに災害を受けた場合が対象となります。
要件	1 災害により財産に相当な損失を受けたこと（保険金等により補てんされる金額は損失額から控除） ※ 相当な損失とは被害額が全財産額のおおむね20%以上である場合をいいます。 2 災害のやんだ日から2月以内に申請書の提出があること
申請方法	以下の申請書および添付書類を年金事務所へ提出
申請書類	<input type="checkbox"/> 「納付の猶予申請書（回目）」 <input type="checkbox"/> 「被災明細書」 <input type="checkbox"/> 市町村が発行する罹災証明書または被災証明書 <input type="checkbox"/> 災害を受ける前の直近の決算書 ＊ 被災の状況により、添付書類の準備に時間を要する場合は、先に「納付の猶予申請書（回目）」のみを提出し、添付書類は後日ご提出ください。
猶予期間	納付期限から1年以内（国税通則法第11条により納付期限が延長されている場合は、延長後の納付期限から1年以内） ＊ 被害額が全資産の額の50%を超える場合 … 原則1年 被害額が全資産の額の20～50%である場合 … 原則8月
猶予金額	対象保険料の全額
担保	不要
延滞金	猶予期間に対応する延滞金の全額を免除（国税通則法第63条第1項）

上記の「災害による納付の猶予」の猶予期間内に保険料を納付できなかった場合には、「災害を受けたことにより納付困難となった場合の納付の猶予（通常の納付の猶予）」を受けることができます。これらの猶予制度を利用すれば、最大3年間の納付の猶予を受けることができます。

すでに納付期限が到来している保険料を有する場合は、「災害を受けたことにより納付困難となった場合の納付の猶予」が受けられます。
(裏面をご覧ください)

災害を受けたことにより納付困難となった場合の納付の猶予

(すでに納付期限の到来している保険料)

震災、風水害、落雷、火災等の災害を受けたことに基づき、納付期限を経過した保険料を一時に納付することが困難と認められる場合、または表面の国税通則法第46条第1項による「災害による納付の猶予」を受けた保険料を納付することが困難と認められる場合には、年金事務所に申請書等を提出することにより、「災害を受けたことにより納付困難となった場合の納付の猶予（通常の納付の猶予）」を受けることができます。

災害を受けたことにより納付困難となった場合の納付の猶予(国税通則法第46条第2項第1号)

対象保険料	納付期限を経過した保険料
要件	1 災害により財産に被害を受けた事実（猶予該当事実）があること 2 猶予該当事実に基づき、保険料を一時に納付することが困難であること 3 申請書の提出があること
申請方法	以下の申請書および添付書類を年金事務所へ提出
申請書類	<input type="checkbox"/> 「納付の猶予申請書」 <input type="checkbox"/> 「財産目録」 <input type="checkbox"/> 「収支の明細書」 <input type="checkbox"/> 猶予該当事実があることを証する書類 ＊ 猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合は、財産目録および収支の明細書に代えて、財産収支状況書をご提出ください。
猶予期間	1年以内。やむを得ない理由があると認められるときは、申請に基づき延長することができる。ただし、すでにこの規定による納付の猶予を受けた期間と合せて2年以内（国税通則法第46条第7項）
猶予金額	対象保険料のうち、猶予該当事実に基づく支出または損失の合計額を限度に、一時に納付することが困難と認められる金額
担保	原則として必要 ただし、次の場合は不要とすることができます（国税通則法第46条第5項）。 ① 猶予金額が100万円以下の場合 ② 猶予期間が3か月以内の場合 ③ 担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合
延滞金	猶予期間に対応する延滞金の全額を免除（国税通則法第63条第1項）

*国税通則法第46条第2項に規定する通常の納付の猶予には、災害により財産に被害を受けた事実（第1号）に基づくもののほか、病気等（第2号）、事業の休廃止（第3号）、売上の著しい減少（第4号）、取引先の倒産等（第5号）などの猶予該当事実に基づく納付の猶予があります。

*その他納付の緩和制度として、国税通則法第46条第3項に規定する「厚生年金保険法第27条等による届出が遅延したことによる遅延した月分に係る保険料に関する納付の猶予（届出が遅延したことによる納付の猶予）」の制度や、保険料を滞納している事業主の方に一定の事由がある場合には「申請による換価の猶予（国税徴収法第151条の2）」等の滞納処分を緩和する制度もあります。

納付の猶予の申請に関する相談や、提出された申請書類にかかる手続きは、管轄の年金事務所で行っています。詳細は、日本年金機構ホームページに掲載の「**猶予の申請の手引き**」（P.24～.30）のほか、管轄の年金事務所までお尋ねください。